[勤務先の一画に行政書士事務所を設ける場合]

誓　　約　　書

兵庫県行政書士会
　会長　　殿

登録・入会申請者
　住　所
　氏　名　　㊞

　今回、貴会に登録・入会するに当り、入会後も「　　」に勤務し、その事務所内に行政書士事務所を設置しますが、行政書士として雇用されたり、名義を貸したりせず、法の趣旨に沿って、下記条項を遵守いたします。
　違背した場合には厳正なる処分を受けても異議はなく、また調査のため必要がある場合には資料を提出することを誓約いたします。

記

１．　事務所の表札は不特定多数の人が確認できる場所に掲示します。
２．　事務所は独立したものとし、業務内容が守秘できる構造といたします。
３．　業務の受託及び報酬の収受は、依頼者と直接行います。
４．　業務の報酬は自己の収入とし、所得税の確定申告を行います。
５．　取扱業務についての帳簿を備えつけて記載いたします。
６．　行政書士業務は、正当な理由なく遅らせたり、依頼を拒むことはいたしません。
７．　誠実にその業務を行うとともに、行政書士の信用又は品位を害するような行為はいたしません。

以上